

新型インフルエンザ等対策に関する  
業務計画および事業継続計画

令和8年3月31日改定  
釧路ガス株式会社

## 第1章 総則

### 1-1 目的

- (1) この業務計画は、新型インフルエンザ等が日本国内において大発生した場合において、人命最優先の原則から感染拡大防止等を前提に、あらかじめ必要な対策や措置を定めることにより、都市ガスの供給を可能な限り維持し、公益事業者としての社会的使命(責務)を果たすことを目的とする。

### 1-2 業務計画の運用

- (1) この業務計画の対象となる「新型インフルエンザ等」は、以下のとおりとする。
- ・ 感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律(以下感染症法という)第6条第7項に規定される新型インフルエンザ等感染症。
  - ・ 感染症法第6条第8項に規定される指定感染症で、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響をあたえるおそれがあるもの。
  - ・ 感染症法第6条第9項に規定される新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザ等感染症と同等に社会的影響が大きなもの。
- (2) 新型インフルエンザ等発生時は、他の社会機能維持者<sup>※</sup>は最低限度の稼働がなされていると想定する。
- ※ 治安を維持する者、ライフライン事業者(電力・ガス・水道)、ライフラインを維持するために必要な物資を輸送する者、国又は地方公共団体の危機管理に携わる者、国民最低限の生活維持のための情報提供に携わる者。

#### 【感染症法 第6条】

- 7 この法律において「新型インフルエンザ等感染症」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。
- 一 新型インフルエンザ(新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。)
  - 二 再興型インフルエンザ(かつて世界的規模で流行したインフルエンザであってその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。)
  - 三 新型コロナウイルス感染症(新たに人から人に伝染する能力を有することとなったコロナウ

イルスを病原体とする感染症であって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。)

四 再興型コロナウイルス感染症(かつて世界的規模で流行したコロナウイルスを病原体とする感染症であってその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。)

8 この法律において「指定感染症」とは、既に知られている感染性の疾病(一類感染症、二類感染症、三類感染症及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)であって、第三章から第七章までの規定の全部又は一部を準用しなければ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。

9 この法律において「新感染症」とは、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

## 第2章 新型インフルエンザ等対策の実施体制

### 2-1 新型インフルエンザ等対策の実施体制

- (1) 新型インフルエンザ等の発生段階は「新型インフルエンザ等対策政府行動計画(平成 25 年 6 月・平成 29 年 9 月一部変更・令和 6 年 7 月全面改定)」に定めるとおりとする。

発生段階	状態
準備期	新型インフルエンザ等の発生を覚知するまで
初動期	新型インフルエンザ等の発生を覚知後、政府による基本的対処方針が実行されるまで
対応期	基本的対処方針の実行後、政府対策本部が廃止されるまで

- (2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の体制は、以下の区分による。

※体制については、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 31 条(医療等の実施の要請等 他)・第 32 条(新型インフルエンザ等緊急事態宣言等)に規定される新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置・同緊急事態措置の発令状況を踏まえ、上記を原則とするものの、ウイルスの種類により一様でないことから、状況に応じて柔軟に対応する。

発生段階	非常体制の区分※	
準備期	平常体制	
初動期	第1次非常体制	
対応期	まん延防止等重点措置発令	第1次非常体制 ～ 第2次非常体制
	緊急事態措置発令	第2次非常体制 ～ 第3次非常体制

- (3) 非常体制時には、的確かつ迅速な対応をはかるため、特別な組織および分担体制[別表第 1-1、別表 第 1-2]を整備する。

この場合において、非常体制における対応方針の決定及び各班の総括・指揮を行う非常対策本部(以下「本部」という)は、本部長、副本部長および各班長をもって組織し、非常体制を維持運営管理する事務局(以下「事務局」という)は、総務課、経理課および DX 課をもって編成するものとする。

また、体制がより有効に機能するよう、訓練等を必要に応じ実施する。

- (4) 非常時体制への移行は、事務局が政府対策本部・北海道の決定判断ならびに新型インフルエンザ等の発生状況について情報収集を行い、供給区域内における各措置の発令状況や事業継続計画の発動要否を踏まえ、具申し社長(本部長)が決定(発令)する。社長が不在又は職務を遂行できない場合には、意思決定の空白を生じさせないため、規定の代行順位[別表第 2]に基づき、当該役職者が社長に代わり体制の発令、変更を行うものとする。

また、本規程における第 3 次非常体制とは、第4章に定める事業継続計画(BCP)を発動

した状態をいう。

- (5) 経営企画部長(事務局長)は、厚生労働省がインフルエンザ流行の終息を宣言した場合、その他非常体制を継続する必要がなくなった場合には、非常体制を変更または解除する。

## 2-2 情報収集および共有体制、関係機関との連携

- (1) 平常時より事務局等は、[別表第 3]に定める外部諸機関を通じて国内外の新型インフルエンザ等の感染状況等に関する情報を入手するとともに、これらと適切に情報交換を行う。
- (2) 非常体制時には、[別表第 3]に定める外部諸機関を通じて国内外の新型インフルエンザ等の感染状況等に関する情報を入手するとともに、これらと適切に情報交換を行う。
- (3) 各班は得られた情報を必要に応じて迅速かつ適切に関係部署に周知する。

## 第3章 新型インフルエンザ等対策に関する事項

### 3-1 感染対策の検討・実施

#### 3-1-1 平常時における対応

- (1) 従業員等への感染防止の観点より、医療用マスク、ゴーグル等を必要数備蓄する等、新型インフルエンザ等の流行に備えた準備を行うとともに、手洗いの励行、健康状態の自己把握に努めるなど、感染防止意識の啓発等を行う。

#### 3-2 第1次非常体制における対応

##### 3-2-1 情報収集及び周知

- (1) 事務局等は、別表第3に定める外部諸機関を通じて、国内外の新型インフルエンザ等の感染状況等に関する最新の情報を入手するとともに、これらと適切に情報交換を行う。
- (2) 事務局等は、社内及び外部より得られた情報を、必要に応じて迅速かつ適切に関係班に周知する。

##### 3-2-2 基本的な対応

- (1) 社長(本部長)は、新型インフルエンザ等の発生状況を踏まえ、第1次非常体制を発令し、対策本部は設置しないものの、事務局及び関係各班を立ち上げ、事務局を中心として情報収集、社内周知及び感染防止対策等の初動対応を行う。
- (2) 業務の縮小や人員の再配置は行わず、感染予防措置等を徹底していくことで対応する。
- (3) 各班は在宅勤務の実施に備え、関係部署と協力のうえ、環境を整備する。
- (4) 感染状況に応じて、各班の判断で必要な追加対策等を実施する。

##### 3-2-3 感染予防のための措置

- (1) 厚生班は、速やかに以下の事項を周知・徹底する。
  - ① 新型インフルエンザ等の基礎知識とマスク着用、手洗い・うがい励行等の感染予防策に加え、感染拡大を防止するための「咳エチケット」等
  - ② 必要な職場へのマスク、ゴーグル等の感染防止物資の配布
  - ③ 厚生班に設置する健康相談窓口とその活用方法
  - ④ 発熱時には直ちに医療機関を受診し医師の指示に従うべきこと
  - ⑤ 従業員等およびその家族が新型インフルエンザ等に感染した場合、又は感染者に接触した場合の、会社への連絡、勤務の取り扱い等、社員等が取るべき措置に関すること

- ⑥ 会議・集会等とその出席者数の制限に関すること
- ⑦ 新型インフルエンザ等の発生国・地域への滞在・出張・旅行等に関する取り扱い

### 3-3 第2次非常体制における対応

#### 3-3-1 情報収集及び周知

- (1) 事務局等は、別表第3に定める外部諸機関を通じて、国内外の新型インフルエンザ等の感染状況等に関する最新の情報を入手するとともに、これらと適切に情報交換を行う。
- (2) 事務局は、得られた情報を、必要に応じて迅速かつ適切に関係班に周知する。

#### 3-3-2 事業運営体制

- (1) 本部を立ち上げ、第2次非常体制を発令する。
- (2) 業務の実施方法・体制等の全社方針を決定する。感染状況に応じて、各班の判断で必要な追加対策等を実施する。
- (3) 各班は第3次非常体制(BCP発動に伴う業務縮小)も想定し移行できるよう準備を行う。

#### 3-3-3 基本的な対応

- (1) 供給維持業務とそれを支援する業務継続を考慮した体制を検討する。
- (2) 感染防止、感染拡大防止の観点から、お客さま接点業務の実施方法を決定する。
- (3) 供給維持業務とそれを支援する業務の要員は、状況に応じ公共交通機関を利用せず、自動車、自転車、徒歩等で通勤する。公共交通機関の利用が避けられない場合は、時差出勤や在宅勤務を最大限活用する。
- (4) 状況に応じて在宅勤務を活用する。

#### 3-3-4 感染防止拡大のための措置

- (1) 厚生班は、第1次非常体制における対応に加えて、以下の項目等に取り組む。
  - ① 国内外の新型インフルエンザ等感染状況等に加えて、全社の新型インフルエンザ罹患等状況を継続的に把握し、周知する。
  - ② 従業員等及びその家族が新型インフルエンザに感染した場合は、地域の保健所等と綿密な連携を取り、指定医療機関等での隔離・医療措置に協力する。
  - ③ 会議・集会・出張に加えて、教育研修・イベント等の延期または中止の検討をするよう各班に指示する。
  - ④ 第2次非常対策本部の指示に基づき、必要な職場へ医療用マスクを配布するとともに、通勤時の着用を義務化する。

- ⑤第2次非常対策本部の指示に基づき、必要な職場へ医療職を派遣する。
- ⑥国及び地方公共団体の指示に基づき、ワクチン接種等の新型インフルエンザ等予防措置を実施する。
- ⑦国等の指示に基づき、患者発生国・地域に駐在する従業員等及びその家族、又は患者発生国・地域から帰国した従業員等及びその家族に対し必要な措置を講ずるとともに、今後の患者発生国・地域に対する海外渡航の是非を検討し、渡航の取りやめ等の勧告を行う。

### 3-4 第3次非常体制における対応

#### 3-4-1 情報収集及び周知

- (1) 事務局等は、別表第3に定める外部諸機関を通じて、国内外の新型インフルエンザ等の感染状況等に関する最新の情報を入手するとともに、これらと適切に情報交換を行う。
- (2) 事務局は、得られた情報を、必要に応じて迅速かつ適切に関係班に周知する。

#### 3-4-2 事業運営体制

- (1) 本部は、社長(本部長)の判断により、第4章に定める事業継続計画を発動し、第3次非常体制を発令する。
- (2) 各班は、本部の指示に基づき、第3次非常体制(事業継続計画発動時)における業務継続体制へ速やかに移行し、所掌する業務を継続的かつ確実に遂行するものとする。

#### 3-4-3 基本的な対応

- (1) 原則、「供給維持業務」、「支援業務」、「一部の営業関連継続業務」に限定し事業を継続する。
- (2) 感染防止、感染拡大防止の観点から、原則としてお客さま接点(面対)業務は全て中止する。
- (3) 供給維持業務とそれを支援する業務の要員(関係会社社員や協力会社社員も含む)は、人数を絞り込んだうえで対応する。対応期間中は、これらの要員を複数班に分けて、原則2週間程度で交代することを目安としたローテーションを行う。
- (4) 公共交通機関を利用せず、自動車、自転車、徒歩等で通勤する。但し、感染状況に応じ、業務継続拠点に滞在しつつ業務を実施する体制をとるとともに、当該拠点に勤務しない要員については、在宅勤務を活用し、効果的な対応を図る。
- (5) 「供給維持業務」、「支援業務」、「一部の営業関連継続業務」の要員以外は、原則として出社せず、在宅勤務を最大限活用する。

#### 3-4-4 感染拡大予防のための措置

3-3-4に準ずる。

#### 3-5 感染終息に向けた対応

各班は下記の対応策を実施する。

- ① 新型インフルエンザ等からの回復者のリストアップと要員の確保見通しの検討。
- ② 流行終了後に回復させる業務の順位付けの確認。
- ③ 消費した衛生資材等の数量把握と不足分の補充。

## 第4章 事業継続計画

本章では、新型インフルエンザ等の流行が長期化し、通常の縮小対応では対応困難となった場合を想定し、事業継続計画(BCP)としての対応方針を定める。

### 4-1 基本方針

#### (1) 最優先する事項

お客さま、都市ガス事業者の従業員とその家族、供給継続に資する関連事業者の生命保護を事業継続のために優先する。

#### (2) 事業継続計画の基本的な考え方

都市ガスの供給・製造について、大規模な供給途絶を招かないことを目的とする。それ以外の業務については、人命保護・感染拡大防止の観点から縮小する。特にお客さまと面対する業務は最小限に留める。

#### (3) 事業継続計画の発動

原則として対応期の状況になり社長(本部長)が必要と判断した場合、事業継続計画を発動する。

### 4-2 継続業務の特定

#### (1) 継続業務(重要業務)、その他業務の分類及び方針

業務を表 4-1 のとおり「A:継続業務」と「B:その他業務」に分類し、新型インフルエンザ等が流行し、社長(本部長)が事業継続計画を発動した場合に移行する。但し、本部で協議のうえ、その他業務の一部を継続する場合がある。

なお、本区分は、第 3 次非常体制において事業継続計画(BCP)を発動した場合を基本として適用する。

表 4-1 業務の分類

区分	名称	業務内容
A	継続業務	都市ガスの供給維持に必須な業務及びその支援業務 (支援業務=システム、広報、電話受付、勤務管理等)
B	縮小業務 その他業務	「A:継続業務」以外の業務(被害想定に応じて継続又は中止する業務)

#### (2) 具体的な業務区分及び業務継続における人員計画・体制

表 4-2 のとおり、当社の業務を区分するとともに、第 3 次非常体制(事業継続計画発動時)における業務継続体制および人員計画を定める。

※表 4-2 に記載する要員数は、40%欠勤状態が 8 週間継続することを想定した場合において、当該業務を継続するために最低限必要と見込まれる人数である。

表 4-2 業務の区分及び人員計画

部門	業務	区分	要員数 (人)	備考
原料・製造	原料(LNG、LPG)の受入に関する業務	A	2	ローリー受入も含む
	都市ガスの製造業務	A	4	熱調、付臭や、ホルダー維持管理
	製造関連施設の維持管理および、原料調達業務	A	1	サテライトおよび、関連設備の保守点検、巡回、応急手当
供給	供給管理、圧力管理業務	A	2	中長期的な供給計画は除く
	主要導管の維持管理業務	A	3	供給所(製造)、ガバナ維持管理
	主要導管以外の維持管理業務	B	5	法定漏えい調査含む
	ガス導管工事(設計・施工・監督業務)	B	5	新設含む。ただし、緊急性があるものはAとする。
緊急保安	ガス漏れ、供給支障対応業務	A	15	(※1)
システム管理	顧客管理(CIS)ほか、製造・供給に必須なシステムの保守業務	A	2	マッピング関係業務も含む。
総務・経理 (広報・人事など)	感染予防・拡大防止に関する業務	A	2	
	対策本部支援業務	A	2	要員数の把握や、食事や宿泊 経済産業局・JGA(部会)対応など
	労務管理業務	A	2	
	経理処理業務	A	2	ただし、必要最低限
	広報業務	A	2	一部の業務を停止する広報および、伴う報道機関への対応
	上記以外の福利厚生、中長期要員計画	B	2	
お客さま関連業務	定期保安巡回業務・検満業務	B	5	法定周知・調査含む
	開閉栓業務	B	5	新設開栓含む(※2)
	検針業務	B	43	(供給約款)感染症の流行等記述
	対面での料金收受業務	B	5	銀行振込み等(対面以外)は継続
	電話対応(受付)業務	B	5	ただし、緊急性があるものはAとする
	内管工事(見積り・設計業務)	B	5	新設含む。ただし、緊急性があるものはAとする。
	ガス機器販売、修理業務	B	5	(※2)
	新規営業業務	B	5	
資材	供給継続に必要な資材調達業務	A	1	貯品材料以外に必要な修繕材料など発注
	上記以外の資材業務	B	1	

(※1)

お客さまとの対面業務は極力抑制(制限)する。との考えより、緊急保安業務のうち、下記業務については、原則として対面を行わない。ただし(※2)の考え方を優先したなかでの対応とする。

- ・ マイコンメーターの復帰 電話にて説明復帰操作を依頼。供給支障・ガス漏れなど異常がない限り原則出動しない。
- ・ 灯内内管修理 検知器調査等でメーターガス栓(または、立上り)まで異常がないことが確認できた場合は、メーターガス栓(立上り)にて閉栓し、ガス使用ができないことを周知する。(原則、灯内内管の修理は行わない)
- ・ 機器修理 当該機器の使用を中止していただく。(暖房機器については代替機器貸出

対応なども検討する)

(※2)

お客さまが社会機能維持者(救急指定病院等、社会的重要な施設)である場合は、個別(案件ごと)に判断し対応する。

(3) その他(特定接種について)

特定接種の対象となり得る者は、「医療の提供の業務」または「国民生活および国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働省の登録を受けている者のうち、これらの業務に従事する者(都市ガスを供給継続に資する関連事業者を含む)となる。

特定接種の対象者を選定し、ワクチンについては、副作用の恐れがあること、効果が未確定であるため接種後にも感染防止策を講じなければならないことなどについて説明し同意を得ておく。

その他、国からの「特定接種に関する実施要領」に基づき、接種場所等の必要な事項について検討(確認)すること。

## 第5章 その他

### 5-1 教育・訓練

#### (1) 感染予防に関する教育

感染予防に関し、全従業員に対し教育・訓練を計画して実施する。

#### (2) 感染発生を想定した初動訓練

感染発生を想定し、感染者が確認された場合の初動措置等の適切な対応ができるよう計画的に訓練を実施する。

#### (3) 供給継続に係わる訓練

継続業務の指定を受けた従事者に対して、通常の業務以外の指定を受けた者はその業務を円滑に実施できるよう訓練する。

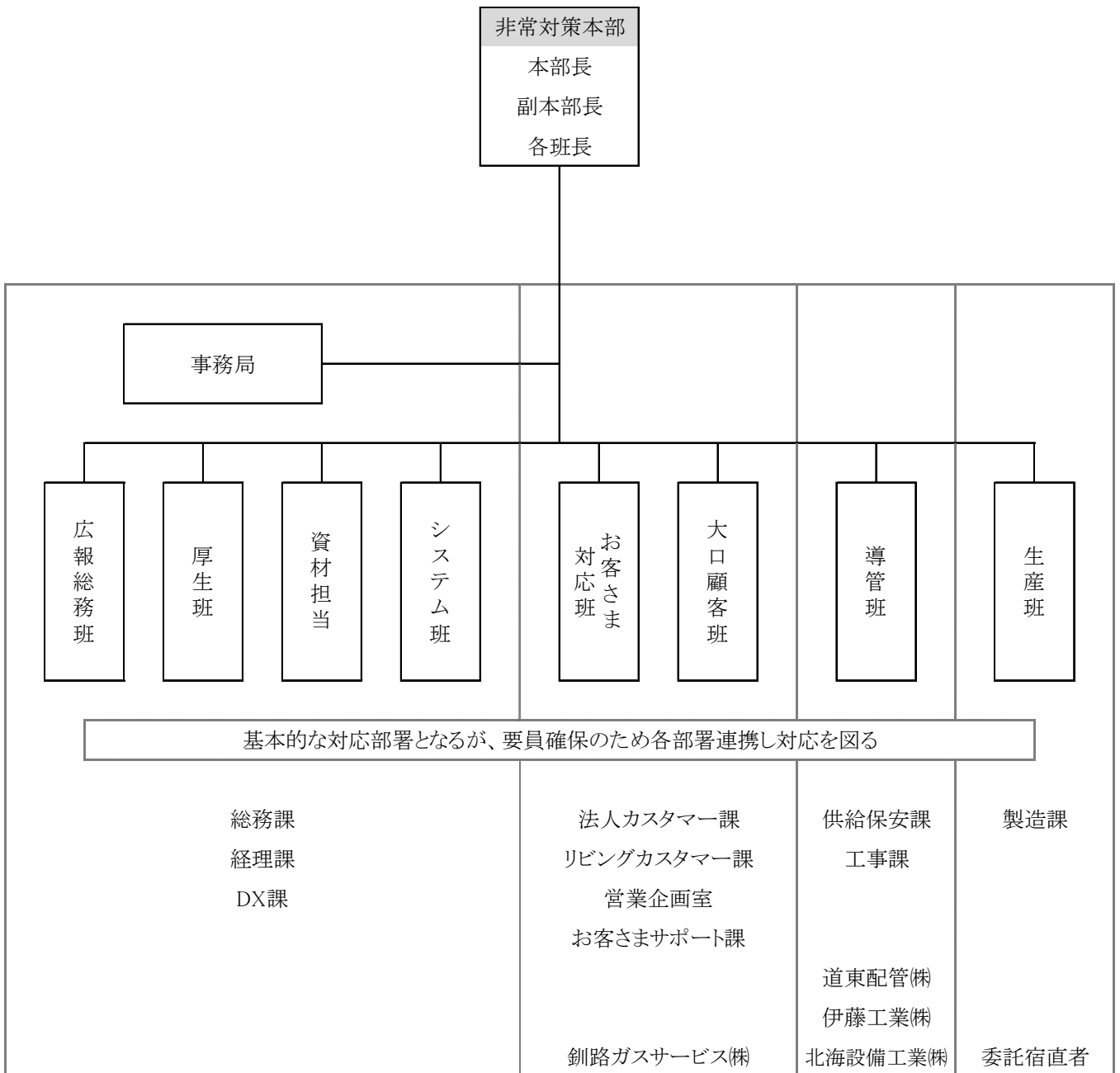
#### (4) 全体訓練

全体訓練として、本部の設置に始まり、継続業務の遂行に至る一連の流れを関係者で確認する訓練も計画して実施する。

### 5-2 計画の見直し

- (1) 新型インフルエンザ等の大流行は、必ずしも予測されたように展開するものではなく、発生する事態も様々であると想定されることから、今後の情勢の変化等を踏まえて、この業務計画は随時見直し、必要に応じて修正を加えるものとする。

<非常体制の組織図>



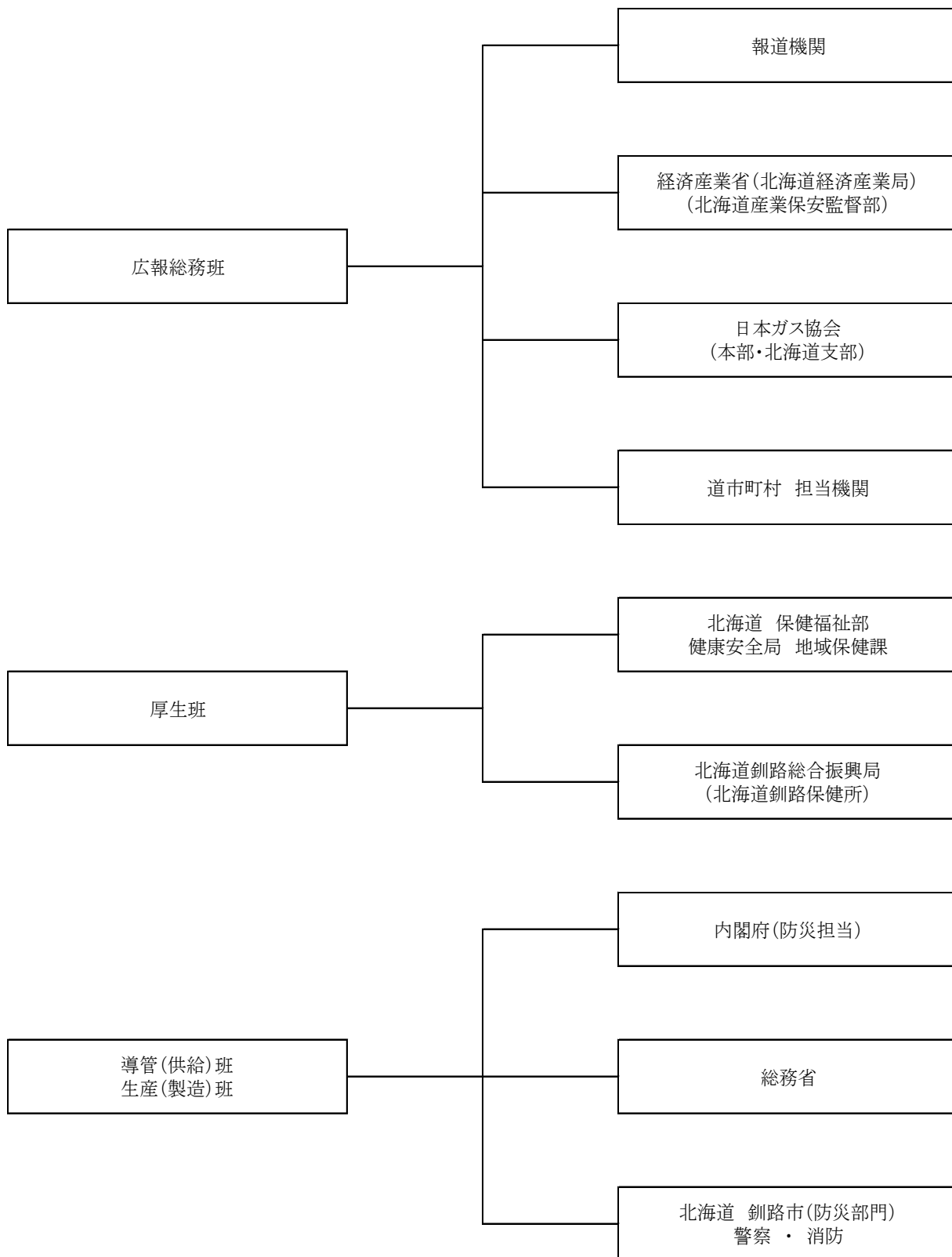
## 非常体制の分担業務

統括班	部署名	主な役割業務
本部長	社長	非常対策本部業務の推進・統括
副本部長	常務	非常対策本部長の補佐(および不在時には本部長の代行)
(本部内)	各班長	非常対策本部内実施策の検討・実施
広報総務班	総務課	外部広報対応、役所対応、警備に関する事項
厚生班	総務課・経理課	社員などの勤務状況・安否確認、感染の予防・拡大阻止にかかる諸行動の周知徹底(関連会社社員や家族も含め)
お客さま対応班	法人カスタマー課 リビングカスタマー課 お客さまサポート課 営業企画室	一般のお客さま対応、受付対応
大口顧客班	法人カスタマー課	大口のお客さま対応
導管班	供給保安課・工事課	供給状況の確認と維持管理および、導管事故処理計画の検討や、実施体制の確立
生産(製造)班	製造課	原料の受入および、生産(製造)計画の見直し検討・実施
システム班	DX課	社内システム維持管理に関する事項

## 体制発令の代行順位

代行順位	役職
第1位	常務取締役
第2位	取締役経営企画部長から選任
第3位	取締役営業部長
第4位	工務部長

<防災関係機関との情報連絡経路>



(改訂履歴)

平成 20 年 8 月 31 日作成

平成 26 年 3 月 31 日改定

平成 27 年 7 月 31 日改定

令和 2 年 5 月 31 日改定

令和 8 年 3 月 31 日改定